

令和8年度 第1回 長野県契約審議会

日 時 令和8年6月3日（水）
14時30分～16時40分
場 所 JA長野県ビル12C会議室

1 開 会

（小池課長補佐）

本日は、大変お忙しい中、お集まりをいただきまして誠にありがとうございます。

ただいまから「令和8年度 第1回 長野県契約審議会」を開会いたします。

本日の司会を務めます会計局契約・検査課の小池でございます。よろしくお願いいたしますします。

それでは、お手元の次第に従いまして進行してまいります。なお、お配りしてあります審議会委員の名簿では、佐々木会長はこの会場で御出席と記載しておりましたが、台風による交通機関の混乱の影響で、急遽ウェブにより御出席をいただくことになりました。どうかよろしくお願いいたします。

本日は、12名の全委員に御出席いただいておりますので、「長野県契約審議会規則」第4条第2項の規定により、会議が成立していることを御報告いたします。

この審議会は公開での審議となり、会議録は、後日県のホームページで公表されます。会議の終了時刻につきましては、午後5時頃を予定しておりますので、委員の皆様の御協力をお願いいたします。

続いて、報道機関の皆様、傍聴の皆様方へお願いがございます。本日の資料は、審議会の御意見などにより修正される可能性がございますので、その点に十分御留意いただきますようお願いいたします。

それでは初めに、県を代表いたしまして、会計管理者兼会計局長の柳沢より御挨拶を申し上げます。

（柳沢会計管理者兼会計局長）

皆さん、こんにちは。会計管理者兼会計局長の柳沢でございます。開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

佐々木会長はじめ委員の皆様には、大変お忙しい中、また、台風でお足元が悪い中でも御対応いただき御出席いただきましたこと、厚く御礼申し上げます。

本年度第1回の長野県契約審議会ということで、本日の審議会では、お手元の次第でございますとおり、会議事項としましては、業務委託の総合評価落札方式における災害活動実績の評価について、このほか、取組方針の実施状況についてなど、審議事項1件、報告事項5件について審議をお願いしたいと考えております。

なお、契約審議会は任期が3年ということで、皆様をお願いしてあります今任期は、8月末をもちまして任期満了となります。第4期の委員の皆様による定例的な審議会は今回が最後ということでございます。この4期におきましては、3年間で延べ12回の審議会を

開催いたしました。建設工事の総合評価落札方式における評価項目の見直しや、入札や契約の電子化の取組方針への反映など、時代の変化に対応した新たな取組について御審議をいただいたところであります。3年間にわたり、本県の契約について御審議いただきましたこと、改めまして感謝申し上げます。

本日の審議会も、委員の皆様には、これまで同様大所高所から忌憚のない御意見をいただきますことをお願い申し上げまして、簡単でございますが、冒頭の挨拶とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

(小池課長補佐)

続きまして、事務局に人事異動がございましたので、自己紹介をさせていただきます。

(濱契約・検査課長)

皆さん、こんにちは。私はこの4月から契約・検査課長ということで着任しております濱智裕と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

審議会の委員の皆様におかれましては、県の契約に関して御審議いただき、御尽力をいただいておりますこと、この場をお借りして感謝申し上げます。ありがとうございます。

本日もどうぞよろしくお願いいたします。

(関技術管理室長)

皆さん、こんにちは。この4月から技術管理室長を務めております関貴幸でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

2 会議事項

(1) 前回審議会の振り返り

(小池課長補佐)

それでは、会議事項に入ります。

議長につきましては、「長野県契約審議会規則」第4条第1項の規定により会長が務めることとなっておりますので、佐々木会長に会議事項の進行をお願いいたします。

よろしくお願いいたします。

(佐々木会長)

先ほどお伝えがありましたように、台風の影響で残念ながらリモートでの議事進行となりますが、どうぞお許しいただきたいと思います。県の当局の方におかれましては、替わられた方もいらっしゃるかもしれませんが、引き続きどうかよろしくお願いいたします。

それでは、会議事項(1)「前回審議会の振り返り」につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

1月に開催しました令和7年度第4回契約審議会の振り返りとして、資料1に整理したものでございます。

前回審議会におきましては、改めてこの場で回答するような御質問はございませんので、誤った要旨となっていないか、御確認をお願いいただければと思います。

説明は以上になります。

(佐々木会長)

ありがとうございました。ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見等ございますか。

< 発言者なし >

(佐々木会長)

特によろしいでしょうか。

< 「はい」の声あり >

(佐々木会長)

それでは、この内容で問題がないようでございますので、次の議題に移りたいと思います。

(2) 審議事項

業務委託の総合評価落札方式における災害活動実績の評価について (案)

(佐々木会長)

本日は審議事項1件ということでございますが、「業務委託の総合評価落札方式における災害活動実績の評価について (案)」を、事務局から御説明お願いいたします。

(事務局)

2ページの資料2をお願いいたします。

「業務委託の総合評価落札方式における災害活動実績の評価について (案)」でございます。

総合評価落札方式の評価項目について、一部見直しを行うため御審議をお願いしたいと思います。業務委託の総合評価落札方式においては、入札方式によって、社会貢献に関する項目を設定し評価しているところでございます。評価項目の中では、県の災害時緊急調査当番登録や、災害時応急活動の実施状況により評価することとしております。

「1 現状と課題」です。災害時の緊急当番をしている者には、活動実績等がなくても一律に加点され、緊急調査等の実際の災害活動実績や県内市町村の災害対応が評価されて

いないといった要望がございました。

また、令和7年6月に改正された公共工事の品質確保の促進に関する法律には、「被災状況の把握ができる経験及び知識を有する者の活用」が発注者の責務として追記されたところでございます。

このような背景を基に、「2 見直し内容」でございますが、社会貢献のうち、県の災害時緊急調査当番登録の評価について、災害協定締結及び災害活動実績の評価を追加するものでございます。

修正箇所は朱書きでございまして、評価する項目としましては、県の災害時緊急調査当番登録をしている者のほか、緊急調査を行った者や県または市町村との災害協定に基づく災害活動実績を有する者、また、県または県内市町村と災害協定を締結している者や災害協定に基づかない自治体の要請による災害活動実績を有する者を評価する内容となっております。

実施時期につきましては、令和8年9月の公告案件から適用する予定としてございます。説明は以上です。

(佐々木会長)

ありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見等ありますでしょうか。

木下委員、お願いします。

(木下委員)

業務委託の災害活動実績を評価するというのは、重要なことでいいと思います。ただ、災害が発生する地域が正直ごく限られていると思いますので、例えば、業務委託全県の案件等が発注された場合に、災害のない地域の発注について、県内から災害の活動実績がある業者が入ってきて総合評価で点数に差がついてしまいますと、地元の業者に逆に不公平感が出ますので、その辺の運用を、地域要件などをつけて慎重にやっていただきたいと思います。出先機関の長に、やはり気を遣っていただければと思います。

(佐々木会長)

いかがでしょうか。

(事務局)

ありがとうございます。御意見のとおりでございまして、災害の発生の有無、あるいは各地域による災害の多寡といったものがあるかと思います。自然災害を対象としているのでやむを得ない部分はあるかと思いますが、御意見にあったとおり、地域要件を付して入札を進めているという状況でございます。関係団体からは、災害実績を加味してほしいという御要望を踏まえてこのような提案となっております。

(佐々木会長)

木下委員、いかがでしょうか。

(木下委員)

十分理解しました。ケース・バイ・ケースになっていると思います。ある程度日頃の災害活動で努力している業者が正当に報われなければいけないと思いますけれども、災害だけはどうしても地域に発生しないと活動できませんので、今御説明いただいたように、それに代わるものとしては、地域要件等の加点で不公平感をなくしていくことは大事かと思っています。

(佐々木会長)

いかがですか。

(事務局)

御意見をいただきましたので、その御意見も踏まえて、制度に反映していきたいと考えております。

(佐々木会長)

よろしいですか。

(木下委員)

結構です。ありがとうございました。

(佐々木会長)

ほかにいかがでしょうか。

澤口委員、どうぞ。

(澤口委員)

澤口でございます。今、木下委員が言ったことは、私も全く同じような御質問を差し上げようとしたんですけども、災害対応の実績をより丁寧に拾って評価するということが自体は、方向については前向きな改善として受け止めているところです。

やはり、木下委員がおっしゃったとおり、災害の頻度は地域性もありますので、要は、緊急当番に登録している方々というのは、いわゆる県の災害対応を支える大切な存在でもありますので、登録のみの評価が0.25に下がることで、気持ちの面でも影響が出ないように、何らかの温かいフォロー、先ほどの地域要件などそういうものがよろしいかと思いますが、そういうものがあれば、より安心しながら積極的に県の業務に携われるのではないかと考えております。

これは特に質問ではなく、木下委員と同感ということで発言いたしました。よろしくお願いいたします。

(佐々木会長)

ありがとうございました。

当局で、何か追加しておっしゃることはありますか。

(事務局)

特にありません。

(佐々木会長)

では、ほかに御意見、御質問等ありませんか。

濱委員、どうぞ。

(濱委員)

濱と言います。また本年もよろしくお願いします。

「見直し後」というところの社会貢献の1)で、「登録又は災害協定締結及び災害時活動実績」が0.5点とあります。登録だけでも0.5点だし、協定締結及び活動でも0.5点という、同じ0.5点でも随分差があるなと思いますが、この三つの要件それぞれが0.5点ということで、見直しが赤字ですね。

(事務局)

分かりにくくて申し訳ないのですが、上限が0.5点になります。1)と2)でそれぞれ0.5点配点がございまして、最大で1.0点の配点となるわけですが、上位からaが2種類あって、どちらか加点があれば0.5点で、それぞれに対応しないbの項目であった場合は0.25点となります。例えば、災害活動実績がなくても災害時緊急調査の当番登録をしている者は0.25、あるいは、災害協定を締結している者がいれば0.25、bのどちらか一方ということで配点になります。

(佐々木会長)

濱委員、よろしいですか。

(濱委員)

はい。

(佐々木会長)

ほかにいかがでしょうか。

中畠委員、お願いします。

(中畠委員)

運用状況がよく分からないので教えていただきたいのですが、これは緊急当番に登録している人の中からお願いして活動してもらうということですね。先ほど、災害が起こるかどうかが地区によって異なるという話がありましたが、稼働率は、例えば、同じ人が何回もやるようなことがあるのか、それとも同じ地区で何回か災害が起こったときは違う人にな

るのか、災害が起らない地区は全く稼動がないのか、その辺はどんな感じになっていますか。

(事務局)

ありがとうございます。災害当番につきましては、公募をかけて当番表を作成しております。その中で災害発生時にその当番に当たる方に、例えば設計や調査をお願いすることになります。そういうことで、今おっしゃっていた災害がなければそのまま当番は進んでいくということになりますし、災害発生が多い事務所については、お願いする業者が多くなってくるといった状況になります。

(中畠委員)

ざっくりした聞き方ですが、登録している業者は結構多いですか。対象となる業者の中で、登録している方たちはどのぐらいの割合でいらっしゃるのでしょうか。

(事務局)

すみません、割合は手元にありませんが、多く登録していただいている状況です。

(中畠委員)

ありがとうございました。

(佐々木会長)

森委員、お願いします。

(森委員)

ありがとうございます。今の中畠委員と同じで確認させていただきたいと思いますが、資料2ページ「2 見直し内容」の「見直し後」の1)の一番最後のbの1行目の後半で、「災害協定に基づかない自治体の要請による災害活動実績」というのがあります。この災害協定に基づかずに災害活動を要請するということはそもそもあるのでしょうか。災害協定を結びながらみたいなところかと思ったところで、緊急でそういったところもあり得るかと思いつつも、どんな状況か教えていただければと思うところですが、いかがでしょうか。

(事務局)

今想定しているのが、建設部、農政部、林務部といった公共工事を担当している部署でして、それ以外の部署で、当該協定に基づかない要請について想定しております。

(森委員)

十分そういうことが起こり得るということですか。

(事務局)

そこまで限定的なものはありませんが、そういったものがあれば、加点対象にしております。

(森委員)

それによって、この災害協定とは何かみたいな感じにならないことが大事かと思います。まずは、災害協定を結んでいるところが基本だと思ったので、その確認をさせていただいたところです。実際にありそうだということであれば、こういった加点も大事かと思っています。確認でした。以上です。

(佐々木会長)

ありがとうございました。
ほかにはいかがでしょうか。
濱委員、どうぞ。

(濱委員)

今回見直す点の根拠を教えてくださいたいのが、言葉尻ですみませんが、「過去5年間」というのは直近の5か年度という意味で、その5年という期間を取った根拠と、それから「現年度」とあるので、評価方式の現年度は、今、継続していますね。そこも含めたところは評価に結びつけられるのかということも含めて教えていただければと思います。

(事務局)

「過去5年間」又は「現年度」とは、当年度の4月1日から公告日時点までの現年度と過去5か年度を含めた期間となります。

5年間とした理由としましては、他県の状況等を見て、災害対応の実績から5年間が妥当だと判断したところでございます。

(濱委員)

5年間が「5か年度」という年度の表現では駄目なんですね。「現年度」とあるので。

(事務局)

年度でも構わないとは思いますが、私ども、今はこういった表現で統一しているところでございます。

(濱委員)

分かりました。

(佐々木会長)

ほかにはいかがでしょうか。特にございませんか。

< 発言なし >

(佐々木会長)

ありがとうございました。それでは、この件については、おおむね適当ということでしょうか。

< 「はい」と声あり >

(佐々木会長)

では、おおむね適当ということにさせていただきますと思います。ありがとうございました。

(3) 報告事項

- ア 清掃・警備業務等における最低制限価格制度等の最低制限日額の改定
- イ 清掃・警備業務等における最低制限価格制度、複数年契約の実施状況
- ウ 最低制限価格等の採用及び積算基準による予定価格算定を行う業務の拡大状況
(建築保全業務)
- エ 取組方針の実施状況について(第1回報告)
- オ 長野県契約審議会第4期の審議実績

(佐々木会長)

続きまして、報告事項に入りたいと思います。

「清掃・警備業務等における最低制限価格制度等の最低制限日額の改定」について、事務局からお願いいたします。

(事務局)

資料3ページ、資料3を御覧ください。

こちらが最低制限日額の改定ということで、例年報告しているものになっております。今年も2月に国土交通省の建築保全業務の単価の改定がありましたので、それを受けて報告するものになります。

現在、予定価格の算出には、国土交通省の労務単価というものを使用しておりますが、最低制限価格については、その労務単価を最低賃金から算出した最低制限日額というものに置き換えて算出しております。

まず、1の最低制限日額の算定の(1)の最低賃金になりますが、こちらが長野県の最低賃金から、(2)の最低制限日額を算出しております。その次に、(3)になりますが、そちらで清掃員Cの労務単価を最低制限日額に置き換えて算出し、清掃員C以外の職種は、次のページの資料3の別表のとおり、清掃員Cとの労務単価の比率を乗じて、職種別の最低制限日額を算出しております。

以上の算出方法により、令和8年度の職種別の最低制限日額は、別表の一番下の表のと

おりとなっております。こちらを用いて最低制限価格を算出しております。

報告につきましては、以上になります。よろしくお願いします。

(佐々木会長)

ありがとうございました。ただいまの御報告につきまして、御質問、御意見等ございますか。

特にございませんか。

< 発言なし >

(佐々木会長)

ありがとうございました。それでは、この件につきましては報告として承りました。

次に移りたいと思います。「清掃・警備業務等における最低制限価格制度、複数年契約の実施状況」について、事務局から御報告をお願いいたします。

(事務局)

資料5ページ、資料4です。

「清掃・警備業務等における最低制限価格制度、複数年契約の実施状況」です。こちらにつきましても、例年の報告事項になります。

まず、「2 実施状況」です。表の①から③がございしますが、表①②の清掃・警備業務につきましては、制度の導入前の平成28年度と令和6年から8年度の実施状況の表となっております。表③の消防用設備等点検業務は、制度導入前の令和5年度と、令和6年度から8年度の実施状況となっております。

昨年度、令和7年度以前は一般競争入札の業務にこちらの最低制限価格制度を導入しておりました。今年度、令和8年度から一般競争入札に加えて、公募型見積合わせの業務につきましても導入をしております。

そちらの表で、一番上の行が入札方式になっておりますが、その下に導入率を記載してございます。今年度から公募型見積合わせの業務に導入を拡大した結果、令和8年の4月末時点で、全施設において適正に実施されている状況でございます。

②の警備業務につきましては、複数年契約の業務が多いものになりますが、7年度契約の複数年契約の施設がございしますので、そちらにつきましては制度のほうは未導入ということで、②の表の下にも説明書きをしてございます。

続いて、その下の②複数年契約の実施状況です。

こちらは①が清掃業務、②が警備業務です。こちらはおおむね適用されている状況になりますが、清掃業務につきましては、公募型見積合わせの単年度の契約の案件が多いため、導入率はやや低い傾向となっております。こちらにつきましては、適用可能な施設については活用を広げていきたいと考えております。

続きまして、6ページを御覧ください。

こちらは契約実績になります。例年グラフ化して御報告しているものです。一番上のグラフが清掃業務、その下が警備業務、一番下が消防設備等点検業務です。

折れ線グラフにつきましては、一番上に表示してありますが平均落札率、その下が最低制限価格等の平均の率、その下が平均参加者数、水色の棒グラフは落札金額の総額を表しております。

一番上のグラフの清掃業務につきましては、近年落札率が80%～90%台で推移しています。その下のグラフの警備業務につきましては、近年落札率が90%台で推移しています。こちらの業務は複数年契約の案件が多いため、年度ごとの契約件数にはばらつきがありますが、高い落札率を維持している状況でございます。

最後に一番下のグラフの消防用設備等点検業務は、近年落札率が80%台から70%台で推移している状況です。こちらのグラフの数値は今年4月末時点の実績で、例年消防用設備等点検につきましては、公募型見積合わせの案件が多く、令和7年度までは、例年最低制限価格相当額を下回る案件が多かったのですが、これらが適正な落札金額となるため、令和8年度の落札率は、今の落札率は78%程度ですが、80%を超えてくるのではないかと考えております。

こちらは、最低制限価格制度の導入拡大により、低価格の落札のダンピングが排除されたと考えております。

報告につきましては、以上です。

(佐々木会長)

ありがとうございました。ただいまの御報告につきまして、御意見、御質問等ございますか。よろしいですか。

< 「はい」の声あり >

(佐々木会長)

それでは、特にないようでございますので、この件については御報告として承りました。

続きまして、「最低制限価格等の採用及び積算基準による予定価格算定を行う業務の拡大状況（建築保全業務）」について、事務局から御報告をお願いします。

(事務局)

資料7ページの資料5をお開きください。

「最低制限価格等の採用及び積算基準による予定価格算定を行う業務の拡大状況（建築保全業務）」について御報告いたします。

まず、こちらの制度の導入の目的と拡大範囲につきまして、昨年度の契約審議会資料を基に御説明いたします。資料5、7ページのものが昨年度の審議会資料と同じものです。

まず、「1 現状と課題」です。

最低制限価格制度等を設定していない入札において、ダンピングが疑われる落札が散見しております。予定価格の設定方法に当たり、参考見積により設定しているケースがありますが、統一的な基準がございません。

清掃・警備業務などの一般競争入札で取組を進めているところですが、随意契約の金額が引き上げられたため、競争入札の案件が減少することが想定されることから、入札方式・

金額にかかわらず統一した対応が必要となっております。

次に、下の表ですが、実施状況は、令和7年度まで清掃・警備業務などの一般競争入札においては最低制限価格制度等の導入が済んでおります。拡大範囲は、先ほど資料4でも御説明いたしましたが、令和8年度から清掃・警備・消防の関係の業務には、公募型見積合わせまで拡大しております。そして、そちらの業務を除いた建築保全業務には、一般競争入札、公募型見積合わせの業務に拡大するものになります。こちらの表の赤く囲んである部分です。

「2 対応方針」ですが、原則全ての建築保全業務に対象を拡大しておりまして、対象業務の詳細につきましては記載のとおりとなっております。

繰り返しになりますが、ダンピング対策として最低制限価格制度等を設定することと、国土交通省の積算基準により予定価格を算定するというような対応方針です。

続いて、8ページを御覧ください。

こちらは、今年度の4月末までの拡大状況をまとめた資料です。こちらの表につきましても、清掃・警備業務等を除く主な建築保全業務についての、令和7年度と令和8年度の実施状況を比較した表です。

まず、表の説明をいたします。左側の表が令和7年度、右側が8年度のそれぞれの実施状況です。業務につきましては、清掃・警備・消防用設備点検業務以外の、一番左から、自家用電気工作物、エレベータ、ボイラー・空調、自動ドア、設備管理・その他の業務ということで、五つの業務に分けています。左側の行の一番上から、一般競争入札、その下が随意契約、そしてその下がその契約の合計、その下に落札率、制度の導入件数、導入率、制定制限価格を下回った件数という表です。

まず、導入率ですが、下から2番目の行で、令和7年度は約8%だったのに対して、導入後の令和8年度は、4月末時点で、こちらの業務につきましても現在100%となっております。令和7年度は、最低制限価格相当額を下回る応札で落札があった案件が10件ございました。こちらは一番下の行に表しております。これに対して令和8年度は、4月末時点で、黄色くハッチングをしてございますが、最低制限価格を下回る応札が17件ありまして、こちらの制度の導入により適正価格での落札となっており、ダンピング排除の効果が見られております。

こちらの表の真ん中の落札率ですが、落札率自体は前年度より少し下がっている業務がございます。全体でも88%から83%とやや下がっている傾向にあり、このことについて、次の9ページで御説明いたします。

こちらの表は、令和7年度と8年度の同一案件業務の予定価格と落札金額を比較した表です。細かいですが、表の御説明をいたします。左側が予定価格、右側が落札金額となっております。業務は先ほどと同じで五つの業務に分けています。左側の行の一番上から、令和7年度の予定価格と落札金額の合計、その下が1件当たりの予定価格と落札金額、さらにその下に令和8年度の予定価格と落札金額の合計、そして1件当たりの予定価格と落札金額。一番下の行が1件当たりの前年度比の金額となっております。一番下の行の1件当たりの左側の予定価格が約19万円、右側の落札金額が約11万円ということで、共に上昇しております。

これは国が示す積算基準による予定価格の算定により、適切な予定価格の設定がなされ

たと考えられます。そして、落札率が下がった業務につきましては、制度導入直後の過渡期ということで、今後は落札率が徐々に上昇していくと推測されるため、落札率の推移に注意してまいりたいと考えております。

また、今後の対応につきましては、県の発注計画における適切な価格転嫁を実現する取組として、適切な予定価格の設定と予定価格の設定状況の把握を行い、積算・見積り方法の統一や労務単価の見直しの検討を実施したいと考えております。

そして、最低制限価格制度等のさらなる活用として、積算等により予定価格を算定している業務、主に今考えておりますのが、建設施設の保守点検等への導入拡大の検討を進めてまいりたいと考えております。

報告につきましては、以上でございます。よろしくお願いします。

(佐々木会長)

ありがとうございました。ただいまの御報告につきまして、御質問、御意見等ございますか。

秋葉委員、どうぞ。

(秋葉委員)

質問ですが、大きく対象範囲を広げておりますが、その結果として、発注する側としても大きくトラブルなく進んでいると理解してよろしいでしょうか。だいたいが一気に範囲を広げていて、多分発注業務の現場でも、結構新たな積算をすとか大変だったのではないかと想像したりするのですが、その点を教えていただければと思います。

(事務局)

昨年度の担当が、建築保全業務の積算等につきましては説明会等を開催し説明しておりますが、発注の関係で案件のチェック等をしておりますと、不慣れなというか、積算が難しいというお話もお聞きしますので、その辺は最低制限価格を設定している観点から、契約・検査課のほうでもチェックしまして、積算の内訳の中身を見て御説明しながら発注していただいているところです。なかなか現場の方は御苦労されているという感触を持っております。

以上です。

(佐々木会長)

秋葉委員、いかがでしょうか。

(秋葉委員)

相当現場のほうは御苦労されているということで、ただ最終的には仕事を受けてくださる方にも単価が上がるというメリットがあるわけで、そのあたりを十分理解を進めながら進めていただければと思います。ありがとうございます。

(事務局)

承知しました。ありがとうございます。

(佐々木会長)

ほかにいかがでしょうか。特にございませんか。

< 発言なし >

(佐々木会長)

それでは、この件につきましては、報告として承りました。

ここで 10 分ほど休憩を取りたいと思います。お願いいたします。

(小池課長補佐)

それでは 10 分ということですので、15 時半まで休憩ということですのでよろしくをお願いいたします。

【 休 憩 】

(小池課長補佐)

休憩終了の 15 時 30 分となりましたので、再開をお願いいたします。

(佐々木会長)

それでは再開したいと思います。「取組方針の実施状況について（第 1 回報告）」ということで、事務局から御報告をお願いいたします。

(事務局)

資料 10 ページ、資料 6-1 を御覧ください。

「取組方針の実施状況について」でございます。こちらの取組方針は、平成 26 年度の策定から 10 年以上経過した中で、今年度の契約審議会で、全体の実施状況の報告に対し御意見をお聞きし、来年度以降に見直し作業を進めていくものになります。

今回の報告は、そちらの資料にあります対応方針のサイクルにおいては、取組方針の評価・検証結果の確認を行う必要な措置に当たります。取組方針の実施状況等を取りまとめて評価・検証していくことについて、またその方法につきましては、昨年度の契約審議会の中で御了承をいただいております。

実施状況の報告は、長野県の契約に関する条例で定める四つの基本理念ごとに、各担当者が実施状況を取りまとめ、今年度の契約審議会で、4 回に分けて説明、報告を行います。

次に、資料 6-1 の下の表ですが、こちらも昨年度の審議会で承認いただいたものです。

まず、一番上の区分Ⅰですが、こちらが成果指標や目標値が設定されており、達成度や実施状況が定量的に示されるものです。続いて、真ん中の区分Ⅱは、指標や目標が明確と

なっているが、実施状況が定量的に表せるものとなっています。区分Ⅲは、指標や目標が設定されておらず、実施状況が定性的となるもの。この指標や目標値、達成度や実施状況の内容に応じて、このように実施区分を設定しております。

続いて、資料 11 ページ、A3 横の資料、資料 6-2、「取組方針実施状況とりまとめ表」です。

こちらは、今回御報告いたします基本理念 1 の契約の適正化を抜粋した表です。一番左に基本理念がございまして、その右に取組番号、取組内容が記載されており、さらにその右に実施状況を番号で表示してございます。さらにその右側ですが、成果指標・目標を記載しており、一番右側の赤く囲んである部分が実施区分です。今回報告対象の取組番号には赤色の着色をしてございます。

今回の報告の中で、区分Ⅰに該当する取組はございません。区分Ⅱの取組につきましては五つございます。こちらの実施状況につきまして、この後、各担当者から御説明いたします。また、一番右の区分Ⅲにつきましては九つの取組がございしますが、こちらは書面報告のみとなりますので御了承ください。

続いて、個別の資料になります。こちらの資料の順番は、区分Ⅱの説明報告案件につきまして、五つの取組について最初のほうに掲載してございます。その後、区分Ⅲの書面報告を掲載しております。

こちらの報告シートについて簡単に御説明いたします。一番上が取組方針で、その番号と取組方針の内容、青いラインの下に工事や業務の区分、その右側に、表になっておりますが、実施状況の記号と策定等の時期、そして、その下に四角が四つあり、一番上が目標（成果指標）、その次の四角が設定の考え方・効果（ねらい）・経過、3 番目の四角が達成度・実施状況、一番下の四角が今後の対応という構成になっております。

では、個別の説明に入らせていただきます。

最初に、取組方針の 93「県の契約において、電子契約、電子入札、入札参加資格審査受付システムを導入する」について、建設工事等に係る委託を技術管理室から御説明いたします。

（事務局）

建設工事等・建設工事等に係る委託につきまして、技術管理室、森林政策課、DX 推進課とございますので、代表して技術管理室から御説明いたします。着座にて失礼いたします。

まず、目標ですが、各システムを導入して運用していくこととございます。設定の考え方・効果（ねらい）・経過ですが、長野県 DX 戦略に基づき業務の効率化を図り、利用者の利便性向上を図ることを念頭に置いています。各システムの導入については、記載のとおりでございます。

達成度・実施状況ですが、各システムにつきましては、全て導入済みでございます。令和 7 年度の実績でございますが、電子入札は随意契約を除く全案件で実施し、2,641 件になります。また、電子契約はそのうち 2,201 件でございまして、全体の 83.3%になっております。

今後の対応ですが、引き続き事業者への周知を行うことにより、電子契約の利用を推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

(事務局)

ありがとうございました。続いて、同じく取組番号 93 ですが、製造の請負・物件の買入れ・その他の契約につきまして、契約・検査課から御説明いたします。

(事務局)

取組方針 93 の製造の請負・物件の買入れ・その他の契約につきまして御報告いたします。着座にて失礼いたします。

13 ページを御覧ください。目標及び設定の考え方等につきましては、先ほど建設工事等の中で御説明があった記載のとおりでございます。

達成度・実施状況につきましては、電子契約につきましては、全案件、事業者が選択可能な状況となっております。昨年度の実績としましては、1,036 件の実績でございました。

2 番目の電子入札システムの利用状況です。昨年度、全 3,129 件の案件のうち、1,747 件が電子入札で実施しております。入札参加資格審査受付システムについては、導入済みです。

今後の対応です。電子入札につきまして、特に小規模所属での導入が進んでおりませんので、職員向けの操作説明会の開催等を通じて、電子入札システムの利用件数を拡大してまいりたいと考えております。

説明は以上です。

(事務局)

続きまして、取組方針の 4、資料 14 ページをお開きください。「県の契約において、契約の方式は、透明性、公正性が最も優れている一般競争入札、または公募型見積合わせを原則とする」につきまして、建設工事等に係る委託を技術管理室から御説明いたします。

(事務局)

まず、目標ですが、対象工事・業務につきまして、全案件一般競争入札及び公募型見積合わせを実施することでございます。

設定の考え方・効果（ねらい）・経過でございますが、公共事業の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の規定等に基づき、透明性、公正性、競争性の確保、入札談合の防止、意欲のある事業者の受注機会の確保、入札参加者の手続の負担軽減及び入札業務の効率化を図ることでございます。

達成度・実施状況ですが、記載のとおり令和 7 年度は対象となる建設工事、委託業務及び森林整備の全案件で実施いたしました。

今後の対応ですが、引き続き全案件、一般競争入札及び公募型見積合わせを実施してまいります。

(事務局)

続きまして、同じく取組方針の4、製造の請負・物件の買入れ・その他の契約につきまして、契約・検査課から御説明いたします。

(事務局)

取組方針4の製造の請負・物件の買入れ・その他の契約に関しまして、目標、それから設定の考え方、効果については、先ほどの建設工事と同様でございます。

こちらの達成度・実施状況といたしましては、原則といたしまして指名競争入札は採用せず、一般競争入札によることといたしました。また、あらかじめ発注者が複数の相手方を選定しまして実施している見積合わせにつきましても、公募型見積合わせに切り換え、透明性、公平性、競争性を確保しているところでございます。

一般競争入札、公募型見積合わせの実施件数ですが、令和7年度、製造の請負が243件、物件の買入れが1,718件、その他の契約が1,168件となっております。

今後の対応につきましては、競争入札については引き続き一般競争入札を原則としてまいります。また、公募型見積合わせにつきましては、その対象の拡大について、今後検討していくことにしております。

以上でございます。

(事務局)

続いて、資料15ページを御覧ください。

上にあります取組の7、「その他の契約において、一般競争入札に加え、公募型見積合わせの導入を検討する」につきまして、こちらはその他の契約に特化した案件でございますので、契約・検査課から御報告いたします。

(事務局)

私から、取組方針7について御説明いたします。

目標につきましては、対象案件の公募型見積合わせによる実施ということでございます。

設定の考え方・効果（ねらい）につきましては、財務省、総務省の通知に基づきまして、県の契約に関して透明性の確保、県民目線による公正性の確保といったところをねらいとしております。

また、経過といたしましては、平成29年度に導入し平成30年度から実施しているところでございます。

達成度・実施状況につきましては、右側に棒グラフが平成30年度以降、この下にあります青い色、これが公募型見積合わせの件数ですが、年々増加しておりまして、令和7年度は617件という形になっております。

今後の対応ですが、件数の経過等を見ながら、実施金額や、先ほど申し上げた実施対象の拡大等について検討を行ってまいります。

以上です。

(事務局)

続きまして、同じく資料15ページの下の方、こちらが取組方針10「製造の請負、物

件の買入れ及び『その他の契約』において、より適切な予定価格の設定について検討する」につきまして、こちらも建設工事以外の部分になりますので、契約・検査課の私から御報告いたします。

まず目標ですが、全案件、適切な予定価格の設定となっております。

続いて、下の設定の考え方ですが、総務省等の通知に基づいております。

効果やねらいにつきましては、公正性の確保を掲げております。

続いて経過ですが、平成 28 年度から実施していろいろな検討をしております。

続いて、一番下段の達成度・実施状況ですが、積算により算定している主な業務、製造の請負・物件の買入れにつきましては印刷業務の一部、その他の契約につきましては清掃・設備管理、警備、消防用設備等点検業務の一般競争入札、先ほども御説明しましたが、消防用設備等点検業務は令和 6 年度から実施しております。あと、電話交換・受付案内業務の一部、駐車場管理業務の一部など実施してございます。

続いて、右側の今後の対応ですが、適切な予定価格の設定に当たっての要領等の整備を検討する、積算基準のない業務の予定価格の設定方法の統一を図っていく。こちらにつきましては、委託契約における予定価格の設定状況につきまして、把握と検証を行い、積算方法の統一化を検討してまいりたいと考えております。

三つ目の「・」ですが、見積りにより決定する場合の見積り徴取方法の基準の策定をしていく。一番下の「・」も、先ほど御説明いたしました、令和 8 年度から原則全ての建築保全業務において、積算基準による算定を実施ということで、令和 7 年度に御審議いただいた案件となっております。

続きまして、次の 16 ページを御覧ください。

取組方針 12「県の契約において、入札参加資格者が、粗雑工事、事故、贈賄及び不正行為、暴力団との関係等に基づく措置要件に該当するときは、入札参加停止措置を行う」につきまして、建設工事等、建設工事等に係る委託を技術管理室から御説明いたします。

(事務局)

目標（成果指標）ですが、建設工事、業務委託及び森林整備、全案件について不正行為がある場合は入札参加停止措置を行うものでございます。

設定の考え方ですが、長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領に基づき、不正行為を行う事業者の排除を行うものでございます。

実施状況ですが、令和 7 年度は県の契約に関するもので 4 件 8 者を入札参加停止としております。また、全体では 13 件 21 者でございます。

今後の対応ですが、引き続き県の契約において不正行為が発生した場合は、入札参加停止措置を行ってまいります。

以上です。

(事務局)

続きまして、同じく 16 ページの下資料です。取組方針 12 の製造の請負・物件の買入れ・その他の契約につきまして、契約・検査課から御説明いたします。

(事務局)

取組方針 12、製造の請負・物件の買入れ・その他の契約についてです。

目標及び設定の考え方等につきましては、記載のとおりです。

達成度・実施状況については、資料の右下に入札参加停止件数でお示ししておりますとおり、令和 7 年度につきましては、9 件 18 者に対して措置を行いました。

今後の対応につきましては、建設工事等と同様に県の契約において、措置要件に該当する場合には入札参加停止措置を行ってまいります。

以上です。

(事務局)

以上で区分Ⅱの説明報告案件の説明は終了となります。

以降 17 ページから 23 ページまでは、区分Ⅲの書面報告の案件を掲載してございます。

報告は以上になります、よろしくお願いいたします。

(佐々木会長)

盛りだくさんの御報告、ありがとうございました。それでは、ただいまの御報告につきまして、個別の案件についてでも、あるいは全体についてでも、御質問、御意見等あったらよろしくお願いします。

相澤委員、どうぞ。

(相澤委員)

少しお聞きにくいことですが、不正はどうやって発覚するのでしょうか。暴力団との関係というのなかなか難しく、新聞、メディアに出ればそれはすぐ分かりますけれども、例えば、誰か第三者からの電話があるとか、不正の話なのでここに直接関係があるかどうかですが、教えていただければと思います。

(事務局)

いろいろなパターンがございまして、一つは、今お話があった各メディアに出たというものと、各県で指名停止された場合は、メールで指名停止しましたというものが来るパターン、それと、各種違反がありますと裁判所から情報が来ます。例えば、死亡事故を出したりしますと大概略式命令になりますので、そういったときの通知をいただいて、それに基づいて指名停止を行っているところでございます。パターンはいろいろございます。

(事務局)

物品関係も、新聞報道であったところから停止をかけることもございますし、例えば、暴力団との関係というのはなかなか分からないところではありますが、他県で入札参加の停止を受けた者はホームページに載ったりしますので、県の参加資格を持つ者がいるかどうかという確認をしたり、そういったところから情報を得て停止する場合もございます。

(事務局)

事務局からの説明は以上でございます。

(佐々木会長)

相澤委員、いかがでしょうか。

(相澤委員)

ありがとうございました。県として、不正の情報を受ける窓口みたいなものはあるのでしょうか。企業などではよくあるのですが。そこまで行くと別の問題に広がってしまいますので結構です。ありがとうございました。

(佐々木会長)

では、ほかに御意見、御質問等ございますか。よろしいですか。

< 発言なし >

(佐々木会長)

では、特にないようですので、この件については報告として承りました。

続きまして、「長野県契約審議会第4期の審議実績」について、御報告をお願いいたします。

(事務局)

資料24ページをお開きください。

資料7-1、こちらが契約審議会の第4期の審議実績の資料です。

令和5年度の第2回の審議会から、8年度今回の第1回の審議会までの第4期の中で御審議いただいた内容と取組状況についてまとめております。

「1 開催回数」につきましては、記載のとおりでございます。

2の取組方針の進捗状況につきましても、記載のとおりとなっております。第4期末時点での取組方針の項目数は99となっております。

続いて、3の第4期の取組状況です。

まず、(1)の実施した取組ですが、こちらが主な審議・報告事項を①から⑥に記載しております。その右側にそれぞれ取組状況と評価を記載しております。取組状況等を簡単にまとめたものでございますが、ざっと御説明いたします。

まず、①の取組方針の変更（電子契約、電子入札、入札参加資格審査受付システムを導入する）というところですが、こちらは先ほどの取組方針の実施状況でも報告いたしましたが、取組状況としましては、電子契約は全案件選択可能、電子入札、入札参加資格審査受付システムは導入済み。評価としまして、業務の効率化、利便性の向上が図られたとなっております。

その下の②建設工事の総合評価落札方式における評価項目の見直し（若手・女性技術者の配置）、取組状況としまして、若手・助成技術者の配置を評価する総合評価落札方式の実施件数として、0件だったものが29件となっております。評価としまして、若手・女性

技術者の活躍の場を創出すると同時に、技術の継承がされ、経験を積める制度になったというところでございます。

続いて、③業務委託の総合評価落札方式による対象の追加（工事監督支援業務）の取組状況が、総合評価落札方式による工事監督支援業務の件数が4件。評価としまして、発注者の業務負担軽減、建設工事の円滑な履行及び品質確保が図られたというところでございます。

④ですが、入札参加資格の見直し（信州企業評価項目の加点）、こちらが建設工事と森林整備業務、また製造の請負・物件の買入れ・その他の契約の業務です。取組状況として、新規項目の加点者数が0から290者。この数につきましては、延べの加点者数となっております。変更項目の加点者数が1,488から1,872者に増えたというものでございます。評価としまして、新規・変更項目の加点者数が増加し、事業者の取組推進及び品質の確保、向上につながったというところでございます。

続いて、⑤最低制限価格等の採用及び積算基準による予定価格算定を行う業務の拡大、こちらも報告事項で御説明しておりますが、取組状況として、拡大状況、消防設備の一般競争入札が令和6年度から、建築保全業務全てにつきましては令和8年度から導入拡大をしております。評価としまして、適切な予定価格の設定及びダンピング対策の一定の効果が見られているものになります。

最後に、⑥印刷の請負に係る最低制限価格制度の見直しということで、取組状況としまして、平均落札率が80.1%から84.0%になっていると。評価としまして、ダンピング対策として一定の効果が見られたというところでございます。

続いて、（2）今後実施する取組として、主な取組を取組の効果ごとに⑦から⑩に記載しております。

読み上げますが、⑦として、建設工事における低入札価格制度の見直しについて、これは令和8年度に取り組むものでございます。

⑧としまして、最低制限価格等の採用及び積算基準による予定価格算定を行う業務の拡大ということで、これが令和8年度からの業務ということで、これから契約となる業務もあるということと、ほかの業務にも拡大していくというものでこちらに掲載してございます。

⑨が建設工事の総合評価落札方式における評価項目の見直し（技術者の実績）ということで、令和8年度に実施していく取組になります。

最後に⑩としまして、業務委託の総合評価落札方式における技術提案型（簡易方式）の試行ということで、こちら令和8年度に実施していく取組ということで掲載してございます。

あと、資料7-2は、今後取り組むものを参考としてお付けしております。

第4期の審議実績についての報告は以上となります。よろしくお願いいたします。

（佐々木会長）

ありがとうございました。冒頭の柳沢さんの御挨拶にもありましたように、この契約審議会の第4期が終わるということで、一つの区切りでございます。この契約審議会はなかなかほかの県にはない、長野県独自の取組だと思っております、今の実績をお聞きしま

しても、かなり意味があったのではないかと考えております。

せっかくの機会ですので、もしよろしければ、この審議会に今後の取組に対する期待、あるいは今まで審議をしていただいた感想といったことをおっしゃっていただければありがたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

なかなか言いにくいかと思いますが、恐縮ですが、木下委員から口火を切っていただけますか。

(木下委員)

3年間お世話になりました。ありがとうございました。業界では、書いていただいたように、公平性や公正性で課題が幾つか挙がっておりましたが、審議会の審議を経て、相当いい方向に向かってきたのではないかと思います。もちろん 100%解決というのはなかなか難しいのですが、特に入札制度は、100 人集まると 100 通りの意見が出るような制度なものですから、それを公平な目で決めていくのは非常に難しいと思っておりますので、これからもまだ課題が出てくると思っております。ぜひ、第5期も引き続き審議会ですっかり御審議いただきたいと、そんなように願っております。

(佐々木会長)

ありがとうございました。

大変恐縮ですが、岩片委員、よろしくお願いします。

(岩片委員)

何と申し上げていいか考え中ですが、私も行政に過去いたというところでは、分かっているようなところもありますけれども、細かいところはなかなか理解が追いつかない部分もありましたので、適切な御意見等できない場面もあったかと思います。その点は反省するとともに、今後、次期もやるようであれば頑張っていきたいと、自分の知識を深めたいと思っているところでございます。

(佐々木会長)

ありがとうございました。

指名するのは大変恐縮ですが、猪俣委員、お願いします。

(猪俣委員)

1期3年ということでありがとうございました。私みたいな組合、また零細企業の親方としては、非常に難しい会議でございました。そんな中で、初めて会議に参加させていただいた中でいろいろ勉強させてもらいました。ありがとうございました。

せっかく県の会議なもので、一つ最後に質問をしようと思ったのですが、よろしいですか。今の中東の関係で、品物がなかったり、不足していたり、値段が上がっている中において、先ほど申しましたように、零細企業の我々としては非常に今困っている状態でございます。県の契約においても、品物が不足して工期にも間に合わない、また金額も契約したものでは追いつかないという状態だと思います。そんな中で、県のほうはどういうよう

な対応をされているか、聞かせていただければ民間のほうにも話をしたいと思っておりますので、最後までいいので、その辺どういう対応をされているか、一言聞かせていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

以上です。

(佐々木会長)

ありがとうございました。

相澤委員、お願いします。

(相澤委員)

ありがとうございます。私も一つだけ質問させていただきたいと思っていましたので、この場をお借りして御質問いたします。今おっしゃったように、原材料費や物流費、人件費、全部が高騰している状態で、積算価格、予定価格にかなり影響する部分があると思うのですが、食料品だと15%~20%ぐらい、ちまたでは上がっているという話です。アバウトでもいいので、そういうことが予定価格にどのぐらいの割合で影響するのか、もしお分かりになれば、1割とか2割とか大体で結構なので。

それと、それに関わって何百万以上という規定や規約や規則があると思いますが、それが200万円だと影響してしまうとか、そういうことの規定、規約への影響はないのかとずっと思っていたのですが、その2点がもしお分かりになれば、後で結構ですので教えていただきたいと思います。

私は何年かやらせていただきましたが、本当に契約や入札は全く縁がない話で、地方公共団体の監査も、包括外部監査の一部はやらせていただいたことがあります。全体を見たことはほとんどないので、一部少しは知っているということでやらせていただきましたが、本当に分からないことが多く、逆に教えていただくことのほうが多かったです。

建設業と、また入札とは似ているようで全然違うので、本当に自分が何も知らなかったということがこの審議会によく分かったので、お礼を申し上げたいと思います。

以上です。ありがとうございました。

(佐々木会長)

もし答えられるようであれば、皆さんの発言の後で、当局から一言おっしゃっていただければと思います。

では、濱委員、お願いできますか。

(濱委員)

3年は早いと、初めて審議会に参加したときの緊張感と、書類の意味さえ分からないという、長野県社会保険労務士会から、「濱、おまえはこの審議会に、政治連盟を使って社労士がこういったことに参画できる」という門戸を開いたのが3年前です。参加させていただくようになりまして、ありがたいことに、佐々木会長のほうから、どんなことでも構わない、小さなことでも質問していいですよと言っていたのが本当に何よりの助けで、毎回毎回期間が空いての審議会なので、長い歴史やいろいろな踏み込んだ業種ごとの

審議内容、入札の仕方というものが、まだ理解できないんですけれども、先ほど木下さんがおっしゃったように100人いれば100通りのやり方があるという、それは本当に審議会委員で勉強会でもやらないと、その審議に対して意見が言えない感じがした時期もありました。

社労士としての立場から、特に建設の評価項目、働き方改革にちなんだもの、女性活躍、両立支援などたくさんあったので、そういったところ、あと最低賃金の考え方なども、仕事から意見をさせていただいたことも、県の方々はすぐに検討していただいて、御意見その後の実施取組、変更などもしていただけて、早いものですが3年間たったという感じがしております。

審議会は、それぞれの見識ある有識者の方々が集まって、本当にたくさんの意見が出される場であったと思っております。そういうことが先ほどの4期の効果ということで、いい方向に進んだと思っております。皆様、ありがとうございます。

以上でございます。

(佐々木会長)

ありがとうございました。

中畠委員、お願いします。

(中畠委員)

私は2期務めさせていただき、どうもありがとうございました。私も現場や実務がよく分からないので、この審議会はなかなか難しかったというか、私も審議会委員を幾つかやらせていただいています、その中でも割と難しい部類の審議会だったなという感想を持っております。

今までで印象的だったのは、先ほども出ましたが、女性活躍というところで、例えば建設業などは女性が少ないところを、評価項目に女性活躍の項目を入れていただいたり、業界でも働きやすいところを意識していろいろ取り組んでいращやることをお聞きして、この方向がますます進んでいくといいなと思ったりしています。

先ほど相澤委員からも出ましたが、やはり物価が上がってきて、これから難しい時代に入っていくかと思っているので、この審議会には、ますますそういうことに取り組んでいただければと思います。

どうもありがとうございました。

(佐々木会長)

ありがとうございました。

では、代わられたばかりですが、澤口委員

(澤口委員)

澤口です。湯本委員から引き継がれまして、私は12回のうちの3回参加させていただきました。私も県の職員だったということで、設計者側の立場もいろいろ分かる状況でもありますので、ただ、立場上、今は労働者側の視点というものを大切にしながら、この審議

会が出来上がった12年ぐらい前の、県が取り組むべき方針の重要事項について、調査・審議を行うというものがございますので、その点をしっかり肝に銘じながら、来期ももし続けられるようであれば、参加しながら審議を進めていければと思っております。私は短い間でしたが、どうもありがとうございました。

(佐々木会長)

ありがとうございました。

では、恐縮ですが、ウェブ参加の委員から一言お願いしたいと思います、秋葉委員、よろしいでしょうか。

(秋葉委員)

ありがとうございます。今日はオンラインで大変残念で失礼いたします。

私も、県内の地域でできるだけ持続可能な事業を立ち上げるところを現場でお手伝いするような仕事をよくしております。そんなところから、やはりこのところ急速に地域を維持することが現場でかなり厳しくなっていることを感じております。具体的に申し上げれば、建設工事や森林。そういう意味では、公共調達の意味が、今の時点もそうですし、ここから先、人口構成が大きく変わってきている中で、少し前ともう1段階変わっていく時期にあるのではないかと、地域を歩いていて非常に感じます。

先ほどの一つ目の審議事項も二つ目の報告事項もそうでしたが、応札してくださる方が減る傾向にあったり、バランスの問題で難しいんですけども、やはり公共調達が地域にとって意味のあるような形で回っていくような、その仕組みをつくっていくというのがとても大事なことだと思っております。

仕組みで社会に関われるのがこの公共調達、この契約審議会そのものもそうですが、そういう観点を私自身も持ってこの何年か関わらせていただきました。御担当してくださる県の皆様も、仕組みで変えられるというこの観点をぜひ共有して、この先もやっていただけたらと思います。

とりわけ、長野県もそうですが、人手不足で社会の構造と仕組みを変えないと回っていかないというのを、現場で本当にひしひし感じるのがよくあります。仕組みで関われるのがこの審議会、それからこの審議会を支えてくださる事務局の皆様かと思っておりますので、エールも含めて申し上げたいと思います。

結構いろいろなことを4期としてやらせて頂いてきたと思って、先ほども見ておりました。ありがとうございました。

(佐々木会長)

ありがとうございました。

西澤委員、お願いします。

(西澤委員)

西澤でございます。大変お世話になりました。ありがとうございました。

中畠委員がおっしゃったように、私も幾つか審議会の委員をさせていただいていますが、

本当に中畠委員と同感で、非常に難しい委員会だったと思っております。

多彩な委員の皆様の御意見も、お話を伺う中で非常に勉強させていただくことが多くございました。感謝申し上げますし、やはり長野県の発展に向かって、県も、それから我々も一つになって邁進していかなければと思っております。本当にありがとうございました。

(佐々木会長)

ありがとうございました。

森委員、お願いします。

(森委員)

この期間中、本当にありがとうございます。いろいろお世話になりました。

私も、審議会に参加するときに大事にしたいと思っていることがありまして、それはピアレビューというもので、同僚評価ということです。私も門外漢ながら、自分がこの取組をするときにどう考えるか、どう進めていくのかということを念頭に置きながら考えたり、御意見を申し上げたりという形でお話をさせていただきました。

本当にここは多彩なメンバーで、皆さんのやり取りも豊かになって深くなって、牽制も激しかったかなと思うところですが、そこも事務局の方々がありがたかったと思うのが、例えば、今回の資料の5や2を見ていくと、現状や課題がまず真っ先に据えられていると。課題と現状があるときに、必ずやりたい姿、目標というものがあるのではないかと。つまりやりたい姿である目標と現状とのギャップが問題や課題と言うのではないかと。そのギャップである課題や問題をなにがしかの方針を立てながら解決していこうとする、それが問題解決、課題解決という形になるかと思います。

つまり、現状と目標とのギャップを埋めていく行為を、この間幾つか、幾つもと云ったほうがいいですね。皆さんと共に考えさせていただいたというのが、参加している立場とすると本当にうれしい気持ちでいっぱいです。

そういう意味では、事務局の皆さんが「課題がこうです」とはなかなか課題は言いにくいところがあると思っておりますが、赤裸々に全て語っていただいて、目線が合って、そこにみんなの知恵が集まったあかしではないかと思うところがありますので、引き続きそんな形で進めていくことができれば、これ以降、様子もうかがいながら、なにがしかの関わりができればと思っています。

今回は本当にお世話になりました。ありがとうございます。

(佐々木会長)

ありがとうございました。

では、栗田委員、お願いします。

(栗田委員)

私は特に感想などはないですが、確かに皆さんが言われるように、分かりづらいところが多いと思いました。特にグラフを出されるときに、そのグラフを出して一体何を示したいのかという部分がはっきりせず、また数字が出てくるわけですし、これは毎回出ている

人から見ると分かると思うんですが、年に数回だと、これは何だっけというところから始まると思いますので、そういうところで確かに分かりにくい、難しいところがあったかと思います。

以上になります。

(佐々木会長)

ありがとうございました。

私も、先ほどの秋葉委員の御発言に通じるのですが、入札制度というのは、単に公平公正にやればいいというものではなくて、まさにその県の行政やその県の企業の方々の方向性のある意味決めていく性格のものだと思いますので、時代に対応して変えていく、何が一番いいのか、何がふさわしいのかを皆さんで考えていく、そのための一つの参考にこの審議会をさせていただければ大変ありがたいと思っている次第です。

先ほど御質問がありましたけれども、県の当局のほうで、回答がもしできる部分があれば、あるいはそれを含めて何かおっしゃりたいことがあればどうぞ。

(濱契約・検査課長)

皆さん、御意見ありがとうございました。先ほど三つほど御質問いただいた件で、まず猪俣委員からいただきました中東情勢や物価高に対応して、民民の契約に対応する県の施策ということでお話があったかと思います。まず、県の業務を直接請けていただく受注者の皆さんとの契約に関しては、この契約審議会でも契約制度などを考えていただいておりますが、そのほかに、今回もありました適正な予定価格の設定や、最低制限価格や低入札価格調査制度を導入してダンピング対策だとか、建設工事などはスライド条項などで適時変更契約に対応しているんですが、それ以外のものについては、今のところはっきりしたルールはないですが、契約書のひな型などで、情勢が変わったときには変更契約で対応させていただくというものを県との契約の中では盛り込んでいるところでございます。

さらに、昨年度から、県の契約に関する価格転嫁の相談窓口ということで、ホームページ等でもお知らせして相談を受け付けるような体制を整えているところでございます。

あと、民民の契約に関しましては、部局が違いますが、中小企業庁の「取引かけこみ寺」という相談窓口もありますので、そういったところを活用していただくということも考えられます。

もう一つ、相澤委員からいただいたこの物価高騰がどの程度予定価格に影響しているかということにつきましては、一概にこの資料だけで説明するのは非常に難しいところがございます。また、建設工事をはじめ、県の契約には多種多様な契約があるものですから、その業界による取引事情というか、商慣習というものもございますので、一概にどのぐらい上がっているというのは言えないのですが、参考に今回の資料をもちましてお話をいたしますと、資料9ページの清掃・警備を除く主な建築保全業務、令和7年と8年で比べた表があります。8年から国土交通省の積算基準で積算して、最低制限価格や低入札価格調査を導入するというので、予定価格も国交省の歩掛りで積算することになっていることを踏まえた上で、まだそういう部分ではない見積りのところもあるのかもしれないということでお話しいたしますと、左側の表の予定価格を算出した7年と8年で比べてみますと、

令和7年は1件当たりの予定価格が55万円だったのに対して、8年の予定価格は74万3,000円と、これだけをもって比較しますと、約133%、33%ぐらい上がっているのかなと見られるところでございます。

また、落札金額、受注者さんが実際にこれぐらいでできるだろうというところを見たとしても、7年と8年で見ますと50万5,000円に対して61万8,000円ということで、約122%に上がっているというような、参考の指標にしかありませんが、見て取れると思います。

もう一つ、相澤委員からお話のありましたいろいろな契約制度における何百万以上というものの取扱いにつきましても、この物価高に応じてどのような扱いをしていくかというのは、情勢を見ながら今後考えていかなければいけないことかと思えます。

以上でございます。

(佐々木会長)

委員の皆様それぞれ貴重な御意見を承ったこと、大変感謝申し上げます。ありがとうございました。

リモートということで大変不慣れなところもありまして申し訳なかったんですが、皆さんの意見を聞かせていただいたのは、私としても大変うれしく思っています。ありがとうございました。

それでは、事務局のほうに議事を移したいと思います。よろしくお願いします。

(柳沢会計管理者兼会計局長)

会計管理者の柳沢でございます。私からも一言。

まず、最初に今お答え申し上げました回答の補足ですが、相澤委員から規定・規則への影響というお話をいただきましたが、やはり昨今これだけ物価が上がっているということもありまして、国のほうで昨年度、地方自治法施行令が改正になりましたのを受けて、県でも財務規則におきまして、例えば委託契約ですと100万円超えが一般競争入札だったのを200万円超えにしたり、製造の請負が250万超えだったものが400万円になるなど、昨年4月に対応しているところでございます。

また、今後も大幅な上昇があれば検討がされていくかと思いますが、現在はそのような状況でございます。

今、委員各位からこの3年間の審議会の感想等をいただきまして、大変ありがとうございました。また、引き続き再任ということでお願いできる委員さんもいらっしゃると思いますし、今期で代わられる委員さんもいらっしゃるかと思いますけれども、皆様が3年間の審議会に対して本当に真摯に取り組んでいただいたことに本当に感銘を受けますし、先ほど木下委員からありましたように、これはどこかで終わるものではなく、環境の変化や時代の要請に応じて検討していくべきことは永遠に続いていくものでございますので、引き続き、委員の皆様には県の契約制度というところから地域が継続していくように、よりよい制度をつくっていくために御協力いただけたらと思います。

本当にありがとうございました。

3 その他

(小池課長補佐)

多数の事項につきまして、貴重な御意見、また慎重な審議をいただき誠にありがとうございました。

では、次第の「3 その他」でございますが、事務局からのお知らせはございません。委員の皆様から何かございますか。

よろしいでしょうか。

< 発言者なし >

4 閉 会

(小池課長補佐)

それでは、以上をもちまして、「令和8年度第1回長野県契約審議会」を閉会いたします。

本日は、第4期委員の皆様、3年間の任期の最後の定例会となりました。3年間にわたり、県の契約に関する重要事項につきまして御審議を賜りましたことに、心より感謝申し上げます。誠にありがとうございました。

(了)